

車体の形状	構造要件	留意事項
クレーン用台車	<p>建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等の作業を行うためのクレーン本体を装備するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>1　車台は、クレーン本体を装備するための旋回支持体を有したものであり、旋回支持体上の旋回台及びクレーン本体はすべて除かれていること。 ただし、旋回台（クレーンブームを除く。）と旋回支持体が一体となっている構造のものにあっては、この限りではない。</p> <p>2　クレーン本体等を全装備した場合の車両総重量等が「特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け、建設省道交発第99号、道企発第57号）」に規定する通行条件の区分のうちのD条件に対応する許可基準を超えるもの（即ち、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可を取ることができないもの。）であること。</p> <p>3　物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量は算定しないものとする。 ・クレーン本体等を全装備した場合は、旋回台、クレーンブーム、アウトリガー等クレーン作業に必要な装置を全て備えた状態をいう。